

【別紙2】減点基準

市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業公募型プロポーザル 処分歴等に対する減点基準

- ・代表企業の、公募開始日から過去3年以内の処分歴を、下表の「処分終期からの経過期間」、「処分期間の長さ」の各区分にあてはめ、減点数が最も大きいものを適用する。
- ・処分歴が複数ある場合、各案件について下表にあてはめ、減点数が最も大きいものを適用する。
- ・最大の減点数:企画・技術提案に係る配点の10%を上限とする。
- ・本案件の企画・技術提案に係る配点:450点
(募集要項6-1-4審査基準【別紙1】表中4給食提供に関する提案)

減点	処分終期からの経過期間	本市からの処分期間の長さ	本市以外からの処分期間の長さ
5点	2年以上 3年以内		2か月未満
10点	1年6か月以上 2年未満	2か月未満	2か月以上 3か月未満
15点	1年以上 1年6か月未満	2か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満
20点	6か月以上 1年未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満
25点	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 1年6か月未満
30点	2か月以上 3か月未満	1年以上 1年6か月未満	1年6か月以上 2年未満
35点	2か月未満	1年6か月以上 2年未満	2年以上 3年以内
40点	処分期間中	2年以上 3年以内	

※公募開始日から過去3年以内に本市から書面による警告(豊中市入札参加停止基準第8条に示すもの)を受けていた場合については上記表に示す減点に加え5点減点する。

※公募開始日から過去3年以内に本市から契約解除を受けていた場合については上記表に示す減点に加え10点減点とする。

※警告や契約解除により減点の合計が45点を超える場合は、減点を45点とする。

※公募開始日から過去3年以内とは、令和3年(2021年)5月24日～令和6年(2024年)5月23日のことをいう。